

平成 25 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成25年3月11日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 佐藤敬貴
 書記 佐藤ちはる

議 事

議長 ただいまの出席議員は、8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回更別村議会定例会を開会いたします。

(10時00分)

村長より招集の挨拶があります。

岡出村長

本日ここに、平成25年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず本日、3月11日は東日本大震災発生から2年目の日を迎えたが、被災地におかれましては懸命な努力を持っても復興の道のりはまだ遠い状況にあり、1日も早い完全復興を願っております。また改めて多くの犠牲者に謹んで哀悼の意を表するものであります。

平成24年度も残すところ少なくなってまいりまして、現在、平成24年度の総仕上げをいたしておりますけれども、村議会並びに村民各位の深いご理解と多大なご協力のおかげを持ちまして、計画した事務事業もほぼ達成の運びとなっており、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また建設が進められてまいりました高規格自動車道帯広・広尾道の更別インターチェンジの開通式が3月17日となり、国並びに関係者のご努力、そして地権者のご協力に深く感謝と敬意を表するところであります。本道路を活用した地域づくりに鋭意努めてまいるものであります。

一方、国内の情勢は、政権交代後の景気刺激策から、景気回復の期待度も高まり、輸出産業に円安メリットの効果が見られますが、その反面、急激な円安傾向から燃料の高騰、各種輸入資材等の上昇等によって、円安メリットを受けられない国民の生活や国内地場産業に影響が出ているところであります。

また政府はTPP交渉参加に向け準備を加速しており、農業に甚大な影響を及ぼすTPPの参加は何としても阻止しなければならない、昨日のTPP交渉参加問題に関する十勝大会に村内からも多くの参加者を経て実施されておりますが、この豊かな農村を守るため、地域をあげてTPP参

		加の阻止行動をしてまいるものであります。こうした特に地方のおかれて いる厳しい現状を再認識し、組織一丸となり、村づくりに全力を傾注して まいるものであります。 本定例会におきましては、平成 25 年度の村づくりの執行方針を申し上げ ますとともに、平成 24 年度各会計補正予算、各条例の制定や改正、平 成 25 年度各会計の新年度予算等、合計 24 の議案についてご審議をお願い することとしてございます。 よろしく願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、4 番 松橋さん、5 番久門さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議 事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		高橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 1 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問があ りましたので、これに応じ 3 月 4 日午前 10 時 00 分より議会運営委員会を 開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしまし た。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、 本日から 3 月 19 日までの 9 日間とし、会期日程については、お手元に配 付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営 が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 19 日までの 9 日間といたしたいと思いま す。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 9 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願 います。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。

村 長

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

それでは一般行政報告について補足をさせていただきます。

まず1点目の第5期更別村総合計画年度別実施計画につきましては、お目通しを願うものであります。

次に第3期いきいきふれあい計画についてでございますが、これも計画書を添付してお示しをしてございますけれども、少し説明を加えさせていただきますと思います。

本計画につきましては、障害者基本法に基づきまして、平成15年度にいきいきふれあい計画を初めて策定いたしまして、今期3期目の計画となるものであります。

特に平成25年4月から障害者総合支援法が施行されまして、谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体制の整備が求められているものであります。

今期計画の目標といたしましては、ノーマライゼーション社会の実現を計画的目標として大きく3つの項目を設定いたしまして、障害者施策の推進を図るものであります。

1つ目は地域生活の支援体制の充実、2つ目には自立と社会参加の促進、3つ目としてはバリアフリー社会の実現を目指すこととしているものであります。

計画の内容の詳細につきましては、説明をしてございますので、お目通しを願うものであります。

なお本計画の策定にあたりましては、更別村保健福祉推進委員会の意見答申をいただいて策定したものであります。

次に第2期更別村特定健康診査等実施計画でございます。

これにつきましても、少し説明を加えさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年度から計画をいたしておりますけれども、今期、第2期の計画を策定したものであります。

計画の目標といたしましては、この計画は平成29年度における平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を25%減少することを目標といたしまして、その手段となる特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率の目標値を述べているものであります。

計画の内容は見ていただきたいと思いますけれども、今期計画におきましての受診目標、特定健診につきましては65%を目標といたしてございますし、特定保健指導の実施目標も65%といたしているものであります。

なお国が示した目標値につきましては、それぞれ60%となっておりましてありますが、更別村におきましては、それぞれ現行の計画でも60%を超えてございますので、上積みをして65%としたものであります。

なお本計画の策定にあたりましては、更別村国民健康保険運営協議会の意見もいただいて策定したものであります。

議	長	以上、補足説明とさせていただきます。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第7、村政執行方針並びに教育行政執行方針について説明の申出がありました。 これを許します。
村	長	岡出村長 (村長から村政執行方針の説明を行った。)
議	長	この際、暫時休憩いたします。 午前10時45分まで休憩いたします。(10時45分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11時00分)
教育委員	長	渡辺教育委員長 (教育委員長より教育行政執行方針の説明を行った。)
議	長	これで村長からの村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。
議	長	日程第8、議案第3号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第3号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件であります。 更別村暴力団の排除の推進に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。 1の条例制定の理由であります、暴力団は、健全な国民の生活や経済活動等に大きな脅威を与えており、全国的に暴力団排除の機運が高まっていることから、本村においても、安心して暮らせる社会を目指すために、村民・事業者・行政等が一体となって暴力団の排除に取り組む必要があることから、この条例を制定しようとするものであります。 2の要旨であります、1といたしまして、暴力団を恐れない、資金提供しない、利用しないことを基本理念とするものであります。

		2の村は、暴力団の排除に関する施策の推進、関係機関との連携、情報の提供等を行うとともに、村発注の公共工事・事務事業からの排除、公共施設の利用からの排除等に取り組むものであります。 3の村民等は、連携し暴力団排除に取り組むとともに、暴力団の威力の利用や利益供与をしないものとする事としてございます。 なお、条例の内容等、詳細な説明につきましては吉本総務課長に補足説明をいたさせます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。 吉本総務課長 (議案第3号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件について補足説明を行った。)
議 長	議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
総務課長		質疑の発言を許します。
		7番 本多さん
7番本多議員		この条例でございますけれども、第5条には村民等の責務ということで、暴力団の排除のための活動に対して取り組むとなっておりますけれども、こういったことによりまして、住民が暴力団等から逆恨みによりまして、被害等も受けることがあろうかと思ひます。そういったことで、保護措置というのが普通はあろうかと思ひます。そういった保護措置の条項が必要ではないかと自分は思ひますので、それについて説明をお願いいたします。 条例を見まして、僕もちょっと勉強させてもらったのですが、他町村のを参考にさせてもらった時に保護という条例があるのです。そういったことから、これには保護措置というのがないのかなと思ひたので質問させていただくわけですが。
議 長	議 長	この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。(11時33分)
議 長	議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11時35分)
議 長	議 長	岡出村長
村 長	村 長	このことにつきましては、本当に大変重要なことだと思ひてございます。やはりこの条例施行に際して村民等がもしそういう場面があつて自分の身を守れないということがあつてはならないわけでありまして、そのことについてはこの条例の提出にあたっては警察から徹底的に一体になってやろうということでありますので、その件については、もしそういうものが出た場合は、早急に連絡をしていただいて警察と連携して対応していきたいと思ひているところであります。 なお、この保護に関する条例が他町村で制定されているとすれば、私も村民が第一でありますので、これは十分研究をしてみたいと思ひているところであります。よろしくお願い申し上げます。
議 長	議 長	他に質疑はありませんか。
6番堂場議員	議 長	議長、動議。
議 長	議 長	6番 堂場さん
6番堂場議員		ただいま、議題となっております、議案第3号、更別村暴力団の排除の

		推進に関する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。 各位のご賛同をお願いいたします。
議	長	ただいま、6 番堂場さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 3 号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 3 号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 9、議案第 4 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び日程第 10、議案第 5 号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。 本件について提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 4 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件であります。 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。 条例制定の理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を村の条例で定めることとなったため、この条例を制定しようとするものであります。 2の要旨であります、1として、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。2として、指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準は、規則で定めるとなっておりまして、資料に規則案を提出しているところであります。

続いて議案第5号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件であります。

更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由であります、本条例の制定につきましても、議案第4号と同様の理由でありますので、内容につきましてはお目通しを願うものであります。

2の要旨でございますけれども、これについても議案第4号と同様の趣旨でございます。お目通しを願うものでございます。

これにつきましても議案資料として規則案を示しているところであります。

議案第4号と合わせまして、条例内容等、詳細につきましては金曾保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

議 長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

(議案第4号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び議案第5号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件の2件について、補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから議案第4号及び議案第5号の質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4 番松橋議員

4 番 松橋さん

更別村には、上更別の元気の里と既存のコムニの里がありますが、この運用方法はまるっきり同じだと考えていいのですか。

議 長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

今までの適用した基準と変更はございません。

議 長

他に質疑はありませんか。

1 番高木議員

議長、動議。

議 長

1 番 高木さん

1 番高木議員

ただいま、議題となっております、議案第4号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び議案第5号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件は、なお慎

		重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。 各位のご賛同をお願いいたします。
議	長	ただいま、1 番高木さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 4 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び議案第 5 号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件 を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 4 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び議案第 5 号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	ここで、昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。(11 時 50 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)
議	長	この際、関連がありますので、日程第 11、議案第 6 号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件及び日程第 12、議案第 7 号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。 本件について提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 6 号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件であります。 更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。 条例制定の理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う道路法の改正によりまして、この条例を制定しようとするものであります。

		2の要旨でありますが、1点目として、村の管理する村道の構造の技術的基準、道路標識の寸法及び文字の大きさを定めるものであります。2点目といたしましては、施行年月日は、平成25年4月1日からとするものであります。 なお本条例施行規則等につきましては、議案資料においてお示しをいたしております。 続いて議案第7号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件であります。 更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。 本条例の制定につきましても、今般の法律改正によりますところの改正となっております。 2の要旨につきましても、議案第6号と同等の趣旨のものでございます。 なお、条例内容等の詳細につきましては、議案第6号、7号を合わせまして、三品建設水道課長に補足説明をいたさせます。 ご審議方よりしくお願い申し上げ、提案説明といたします。 三品建設水道課長
建設水道課長		(議案第6号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件及び議案第7号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件の2件について、補足説明を行った。)
議長	議長	説明が終わりましたので、これから議案第6号及び議案第7号の質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
4番松橋議員		議長、動議。
議長		4番 松橋さん
4番松橋議員		ただいま、議題となっております、議案第6号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件及び議案第7号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、産業文教常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。 各位のご賛同をお願いいたします。
議長	議長	ただいま、1番 松橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。

		議案第 6 号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件及び 議案第 7 号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件及び議案第 7 号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 13、議案第 8 号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 8 号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件であります。 更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。 制定の理由であります、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地域密着型サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準を村の条例で定めることとなったため、この条例を制定しようとするものであります。 2 の要旨であります、1 といたしまして、介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員は、29 人とするものであります。2 といたしまして、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格は、法人とするというものでございます。 次のページが制定条文の本文であります。 条例の趣旨、第 1 条でございますけれども、ただ今、制定理由で申し上げたとおりの内容でありますし、また第 2 条、第 3 条につきましては、要旨で説明したとおりの内容でありますので、内容の説明は省略をさせていただきます。附則として、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することといたしております。 以上ご審議方よりしくお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
議	長	

7 番本多議員
議 長
7 番本多議員

質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長、動議。

7 番 本多さん

ただいま、議題となっております、議案第 8 号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

議 長

ただいま、7 番 本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

議 長

おはかりいたします。

議案第 8 号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長

日程第 14、議案第 9 号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 9 号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件であります。

更別村新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定するものであります。

1 の理由といたしまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国からされたとき等に、新型インフルエンザ及び全国的大流行のまん延のおそれのある新感染症に対する対策のための明確な体制を構築する必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、この条例を

		制定しようとするものでございます。 2 の要旨であります、1 といたしまして、対策本部は、本部長、副本部長、本部員からなるということでございます。2 の本部長は、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、会議を招集する。またその会議において、村の職員以外の者も出席させ、意見を求めることができるということでございます。3 といたしまして、対策本部内に部を置くことができ、その部の事務を掌理するために部長を置くことができるという内容になってございます。 なお、条例内容の詳細につきましては、金曽保健福祉課長に補足説明をいたさせます。 ご審議方よりしくお願い申し上げ、提案説明といたします。
議 長	保健福祉課長	金曽保健福祉課長 (議案第 9 号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件について、補足説明を行った。)
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
5 番久門議員	議 長	議長、動議。
5 番久門議員		5 番 久門さん ただいま、議題となっております、議案第 9 号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。
議 長		各位のご賛同をお願いいたします。 ただいま、5 番 久門さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 9 号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議	長	日程第 15、議案第 10 号、更別村訪問介護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第10号、更別村訪問介護条例の一部を改正する条例制定の件であります。 更別村訪問介護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 1の理由といたしまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、障害者自立支援法の題名が改められたことから、障害者自立支援法の引用箇所を改めるため本条例を制定するものでございます。 2の改正の要旨であります、障害者自立支援法の引用箇所を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということでございます。 次のページが改正条例の条文でございますが、現行と改正後と対照表をつけてございますが、見出しの派遣対象外の規程中、2号の中にこれまでは障害者自立支援法とされていたものが、法律の改正によりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく法律の条文が変わったことによりまして、改正後の条文の整備を行ったものであります。 その他につきましては、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしているものであります。 ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 10 号、更別村訪問介護条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16、議案第 11 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

村長	岡出村長 議案第 11 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件であります。 更別村営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 制定の理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、村営住宅の整備基準を定めるとともに、暴力団員による明渡し請求の要件の改正等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものであります。 2 の要旨であります、1 といたしまして、公営住宅の整備に係る基準として、第 1 章の 2 村営住宅等の整備基準を加え、第 3 条の 2 から第 3 条の 17 を加えるということでございます。2 といたしまして、第 6 条第 1 項の入居者資格及び第 7 条第 2 項の入居者資格の特例に福島復興再生特別措置法に規定する「居住制限者」を加えるということでございます。3 といたしまして、村営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であることが判明した時点で明渡し請求ができるよう第 41 条第 6 号の明渡し要件を改め、第 50 条を削るという内容としております。 なお、条例内容等の詳細について、三品建設水道課長に補足説明をいたさせます。
議長 建設水道課長	ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。 三品建設水道課長 (議案第 11 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)
議長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議長	これで討論を終わります。 これから議案第 11 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	日程第 17 議案第 12 号、更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長

村	長	議案第 12 号、更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。 更別村有林野管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとであります。 1 の改正の理由であります、森林法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連条文の改正を行なうため、この条例を制定しようとするものであります。 2 の要旨であります、平成 23 年度の森林法改正により、森林施業計画制度から森林経営計画制度に変更となり、新たに作成した更別村森林経営計画が平成 25 年 4 月 1 日より適用される事に伴い、関連条文を改めるものであります。 次のページが改正条例の本文であります。 現行と改正後と対照表をつけてございますが、見出しの経営、第3条中、更別村公有林施業計画となっておりますが、改正では更別村森林経営計画と改めるものでございます。 附則といたしまして、この条例は、平成25年4月 1 日から施行するとしているものであります。 ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 議案第 12 号、更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 18、議案第 13 号、更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 13 号、更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件であります。 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 1 の改正の理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための

議 長
建設水道課長

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

村 長

改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う水道法の一部改正により、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。2の要旨であります。水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（布設工事監督者）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準を定めるということになってございます。

なお、改正条例の内容につきまして、三品建設水道課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

三品建設水道課長

（議案第13号、更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。）

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

これで討論を終わります。

議案第13号、更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第14号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

改正の理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う下水道法の一部改正により、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、下水道法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、下水道施設の構造及び維持管理基準に関する規定を定めるであ

議長
建設水道課長

ります。

本件につきましても、改正条例の内容につきまして、三品建設水道課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

三品建設水道課長

(議案第 14 号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

議案第 14 号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第20、議案第15号、平成24年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長

議案第 15 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 7 号）の件でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 206,366 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,506,472 千円とするものであります。

第 2 条、3 条につきましては、お目通しを願うものであります。

今回の補正の主な内容でございますけれども、本補正は平成 24 年度の最後となるものであります。歳入にあつては、歳入確定に係る補正、歳出にありましては、これまでの執行に係わつての執行残の減額、あるいは今年度中、不足が見込まれる除雪費等の追加をするものであります。また国の大型補正に係わりまして、公営住宅整備費の前倒しと農業基盤整備であります道営事業負担金の追加を予算措置するものであります。そういったものを主な内容といたしているところであります。

なお、内容につきまして、三好副村長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます提案説明といたします。

議長

三好副村長

副 村 長	(議案第 15 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算(第 7 号)の件について、補足説明を行った。)
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
2 番高橋議員	2 番 高橋さん 繰越明許費の道営事業負担金ということで、52,200 千円とありますが、これは 24 年度の補正ということで、25 年度も道営担い手の分担金を予定しているかとは思いますが、25 年度を予定しているとするれば、この分がずっと前倒しになっていくかと思えますけれども、最後にその分が減るということだと思えますが、その点どうなのか説明していただきたい。
議 長 産 業 課 長	安部産業課長 道営事業ですけれども、この繰越分が前倒しになるということは、最終年において調整されてきて、最終年の事業費においては減額される予定です。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 19 ページにソフト事業で児童福祉施設活動事業 15,500 千円とありますが、この事業はどういう事業なのですか。
議 長 副 村 長	三好副村長 この事業につきましては、学童保育所、子育て支援センター、保育所の延長保育、一時保育等を含めて、そこから保育料とか収入を除いた部分を起債対象として 15,500 千円を借り入れるものであります。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん そうしますと保育所に通われている人に対しての助成と考えて良いのですか。
議 長 副 村 長	三好副村長 これにつきましては、入園料だとか補助金だとか、こういった事業に入ってくるわけですが、村の持ち出し分に対して過疎債を借り入れるということでございます。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 親御さんが安くなるという感覚はないのですか。変わらないで、村の持ち出しが安くなるということですか。親御さんの負担を軽くしてあげよう、安くしてあげようという考えではないということですね。
議 長 副 村 長	三好副村長 ソフト事業で起債が借り入れられるようになったのは、今年度からということでご理解いただければと思います。学童だとか保育料につきましては、国の基準より従前より低く設定しているところでございます。そんな中で今回過疎債が充当出来るということで過疎債を借り入れることにしたわけでございます。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	(ありませんの声あり) これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。

議 長	討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
	これで討論を終わります。 これから議案第 15 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 7 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 21、議案第 16 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村 長	議案第 16 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。 第 1 条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,544 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 585,828 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,329 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 438,424 千円とするものであります。 まず事業勘定の歳出からご説明をさせていただきます。 11 ページをお願い申し上げます。 款 1 総務費、273 千円の減であります。項 1 総務管理費におきましては 65 千円の追加であります。その内訳として、目 1 一般管理費 76 千円の追加であります。それぞれ各項目マイナスの部分につきましては、執行残でございます。ただ 12 の役務費におきまして、高齢者医療の円滑化事業といたしまして、受診者証の交付等を行ってございますので、その郵便料として 41 千円を追加するものであります。その下の北海道自治体情報システム協議会負担金 189 千円の追加でございますが、国保税の軽減延長の制度改正に伴いまして、システムの変更が生じたということで、自治体システム協議会の負担金が増加しているところであります。目 2 の連合会負担金につきましては 11 千円の減額であります。負担金の確定によるものであります。項 3 の運営協議会費、目 1 運営協議会費でございますが、338 千円の減でございます。これにつきましては執行残でございます。12 ページ、款 2 保険給付費につきましては、13,026 千円の追加であります。これまでの実績と今後の推計からそれぞれ増減の補正をさせていただくものであります。項 1 療養諸費におきましては 14,473 千円の追加、その内訳であります。目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、18,508 千円を追加するものであります。少し額が大きくなりましたけれども、これは推計によって算出されたものであります。目 2 退職被保険者等療養給付費につきましては、2,766 千円の減、目 3 一般被保険者療養費につきましては、1,003 千円の減でございます。目 4 退職被保険者等療養

費につきましては、165 千円の減、目 5 審査支払手数料につきましては、101 千円の減となるものであります。項 2 高額療養費でございますが、1,447 千円の減でございます。その内訳であります、目 1 一般被保険者高額療養費につきましては、841 千円の減、目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては、606 千円を減でございます。項 4 出産育児諸費につきましては、目 1 出産育児一時金で補正額は生じませんけれども、これは財源振替によるものであります。

款 3 後期高齢者支援金等につきましても、財源振替でございます。

款 4 前期高齢者支援金等につきましては 10 千円の減でございます、これにつきましては前期高齢者納付金の確定によるものであります。

款 6 介護納付金につきましては、38 千円を減額するものであります、これは介護納付金の確定によるものでございます。

款 7 共同事業拠出金につきましては、434 千円の増でございます。項 1 共同事業拠出金も同額でございますが、その内訳といたしまして、目 1 高額医療費共同事業拠出金につきましては、681 千円の減、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1,115 千円の追加をさせていただくものであります。これにつきましては、推計によって医療費の拠出金が増えるということでございます。

款 8 保健事業費につきましては、604 千円の減、これにつきましては、それぞれ執行残でございます。項 2 保健事業費につきましても、171 千円の減となっておりますが、これにつきましても執行残。目 2 疾病予防費、111 千円の減であります。これにつきましても執行残でございます。

款 10 諸支出金につきましては、23,019 千円の追加であります。項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金として、25,019 千円を追加するものであります。これにつきましては、24 年度に進めてまいりました電子カルテレセプト電算処理システムの更新事業につきまして、これが国の特別調整交付金の対象として交付されたということでございまして、その交付金確定に伴いまして補正をさせていただくものであります。項 3 過年度過誤納還付金 2,000 千円につきましては、これは納付金の確定に伴いまして、2,000 千円を減額するものであります。

次に歳入、8 ページをお願い申し上げます。

款 3 国庫支出金につきましては、26,754 千円の減、これにつきましては歳出の保険給付費等と連動いたしまして、補正をするものであります。

項 1 国庫負担金につきましては、1,626 千円の追加、項 2 国庫補助金につきましては、25,128 千円の追加であります。この追加につきましては、先程のご説明のとおりで、診療所に係る電子カルテレセプト電算処理システムの補助交付金を受けたということで追加するものであります。

款 4 療養給付費等交付金につきましては、3,175 千円減額するものであります。

款 6 道支出金につきましては、7,594 千円の追加、項 1 道負担金につきましては、87 千円の減であります。目 1 高額療養費共同事業負担金として 170 千円の減、目 2 特定健康審査等負担金につきましては、83 千円の

追加であります。これにつきましては、対象者の増ということでございます。項2道補助金、目1道財政調整交付金につきましては、7,681千円の追加であります。普通調整交付金につきましては、対象者の収入が度を超しているということから、3,437千円減額となりました。特別調整交付金でございますが、医療費の適正な対策効果が認められまして、510千円の追加、その他特別調整交付金につきましては、大きく10,608千円の追加であります。これにつきましては、レセプトの点検効果、収納率の確保、向上と、それから特定健康診査の受診率が高かったということと、国庫負担金の減少分の補てんということでありまして、それぞれ効果が認められたということで増額となるものであります。

款7共同事業交付金につきましては、2,281千円の減となるものであります。目1高額医療費共同事業交付金につきましては、5,944千円の追加、これは対象高額医療費の増加ということから増額になります。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、8,225千円の減ということでありまして、これは対象医療費の減によるものであります。

款9繰入金につきましては、6,490千円の追加、項1他会計繰入金では、1,040千円の減、目1一般会計繰入金では1,040千円の減でございます、それぞれルールに基づいて計算した数字でございます。1の保険基盤安定繰入金につきましては469千円の追加、3の財政安定化支援事業繰入金につきましては50千円の追加、4のその他一般会計繰入金につきましては、1,559千円の減であります。項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、7,530千円の追加、これはそれぞれ収支のバランスを取る形で財政調整基金からの繰入金を見たところでございます。

款11諸収入、目1雑入で172千円の追加であります。これにつきましては、医療給付費の返還分が増えたということでございまして、雑入で185千円を見たところであります。その他につきましては、それぞれ実績等によって減額あるいは増額するものであります。

次に、診療施設勘定の歳出、23ページをお願い申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で1,063千円減額するものでありますが、ほとんどが執行残でございますけれども、一部給料において、3千円不足ということになりますので追加をさせていただきます。11の需用費で825千円の追加であります、これにつきましては、燃料費が高騰したということで追加をさせていただくものであります。

24ページ、款2医業費でございますが、5,003千円の追加であります。項1医業費につきまして6,906千円の追加、その内訳であります、目2医薬品衛生材料費につきまして、7,401千円の追加、これまでの医療実績等から見まして不足が予想される額につきまして、今般補正をするものであります。目3医療委託費でございますが、292千円の減、目4寝具費につきましては、203千円の減、それぞれ執行残であります。目5医療用機械器具費につきましては、財源振替でございまして、補正額は出てまいりません。項2給食費、目1給食費につきましては、1,903千円を減額するものであります。入院患者の数が当初見込みより減っておりますので減

額をするものであります。

款 3 公債費、項 1 公債費、359 千円の追加、目 1 の元金で 421 千円の追加、目 2 の利子で 32 千円の減でございますけれども、それぞれ長期債の償還元金利子確定に伴いまして補正をするものであります。

次に歳入 20 ページをお願い申し上げます。

款 1 診療収入でございますけれども、全体として 145 千円の追加であります。その内訳であります、項 1 入院収入におきましては、1,783 千円の減、これは入院患者のこれまでの実績から減となるものであります。その保険者ごとの内訳につきましては、ご参照いただきたいと思います。項 2 の外来収入であります、3,832 千円の追加でありまして、見込みが増加をしているということであります。それぞれ内訳につきましては、ご参照いただきたいと思います。項 3 のその他の診療収入、目 1 諸検査等収入におきましては、1,904 千円の減でございます。それぞれ対象者を多く見てございまして、実績によりまして減額となるものであります。

款 2 使用料及び手数料、目 1 文書料におきましては、110 千円の追加であります。診断料が増えてございまして追加をさせていただきます。

款 4 繰入金につきましては、21,798 千円の追加であります。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金といたしましては 3,221 千円の減でございます。財源補てん分として 3,610 千円の減、公債費分としては 389 千円の追加であります。項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金につきましては 25,019 千円の追加であります。これにつきましては、先程来申し上げております、診療所電子カルテ電算処理システムの整備に係るものとして事業勘定から診療所勘定にまわすということであります。

款 6 諸収入、目 1 雑入では 24 千円の減、これは実績によるものであります。

款 7 村債、目 1 過疎対策事業債におきまして、17,700 千円の追加であります。これにつきましては、先程来申し上げております、電子カルテ等の整備に係る分として 24,500 千円の減、逆に医療業務委託事業、これは家庭医療学センターの委託料が過疎債に参入されてございまして、今般 6,800 千円追加をするものであります。

次に 5 ページをお願い申し上げます。

地方債の補正でございまして、過疎対策事業債として、当初 60,000 千円見てございましたが、これが 42,300 千円となるものであります。

電子カルテ分は国の特別調整交付金で措置されましたので、その分の 17,700 千円は減となりますけれども、家庭医療学センターの委託料につきましては増えてございますので、差引 42,300 千円となるものであります。

なお 17 ページと 27 ページ、給与費の明細書を添付してございますけれども、これにつきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長

議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
		これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 16 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 午後 16 時 00 分まで休憩いたします。(15 時 50 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(16 時 00 分)
議	長	日程第 22、議案第 17 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 17 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 717 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,371 千円とするものであります。 歳出 6 ページをお願い申し上げます。 款 1 総務費におきまして、104 千円の減でございます。項 1 総務管理費におきましては、34 千円、項 2 徴収費につきましては、70 千円の減であります。これらはそれぞれ執行残によるものでございます。 款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、613 千円の減であります。これまでの実績及び推計により減額とするものであります。 次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。 款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料につきましては、613 千円の減であります。内訳であります。目 1 特別徴収保険料として 512 千円の減、目 2 普通徴収保険料として 101 千円の減でございます。これは実績見合いによりまして減額とするものであります。 款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金におきまして、104 千円の減でございます。事務費の対象分として 106 千円の減となるものであります。 以上、提案理由とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 17 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 23、議案第 18 号、平成 24 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 18 号、平成 24 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件でございます。 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 35,545 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 258,708 円とするものであります。 歳出 8 ページをお願い申し上げます。 款 1 総務費といたしましては、289 千円の減であります。その内訳でございますけれども、項 1 総務管理費といたしまして 90 千円の減、項 3 介護認定審査会費につきましては、199 千円の減でございます。それぞれ執行残でありますので説明を省略させていただきます。 款 2 保険給付費でございますが、これは大きく 34,433 千円を減額するものであります。これまでの実績及び今後の推計から減ずるものでありますが、目 1 介護サービス等諸費におきまして、29,180 千円の減でございます。法定居宅サービス給付費で 6,873 千円の減、居宅介護支援給付費におきまして、1,356 千円の減、法定施設サービス給付費、10,815 千円の減でございます。福祉用具購入給付費、住宅改修給付費につきましてはお目通しを願うものであります。地域密着型居宅介護サービス給付費につきましては 7,448 千円の減、地域密着型施設介護サービス給付費につきましては、2,233 千円の減となるものであります。当初予想してございました介護給付につきましては、総じて見込みより少なくなっているということでございます。項 2 介護予防サービス等諸費につきましては、目 1 介護予防サービス等諸費で 1,392 千円の減でございます。項 3 高額介護サービス費につきましては、1,439 千円の減、項 4 高額医療合算介護サービス費につきましては、100 千円の減、項 5 特定入所者介護サービス費につきましては、2,322 千円の減、それぞれこれまでの実績または推計によりまして減額と

するものであります。

款 3 地域支援事業費につきましては、823 千円を減額いたします。項 1 介護予防事業費で 512 千円の減、項 2 包括的支援事業・任意事業でございますが、311 千円の減となるものでありまして、それぞれ執行残でございます。

次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 1 介護保険料につきましては、目 1 第 1 号被保険者保険料として 688 千円の追加であります。これにつきましては収入確定見合いということで追加をいたします。

款 3 国庫支出金におきましては、保険給付費の減によりまして、それぞれ減額となるものであります。国庫支出金におきまして、9,494 千円の減、その内訳として、項 1 国庫負担金におきましては、7,730 千円の減、項 2 国庫補助金につきましては、1,764 千円の減となるものであります。

款 4 支払基金交付金におきましても大きく 10,034 千円の減となります。内訳として、項 1 支払基金交付金で 10,034 千円の減、目 1 介護給付費交付金で 9,985 千円の減、目 2 地域支援事業交付金で 49 千円の減でございます。

款 5 道支出金でございますけれども、目 1 介護給付費負担金におきましても、4,870 千円の減でございます。

款 7 繰入金につきましては、11,809 千円を減でございます。項 1 一般会計繰入金におきまして、4,963 千円の減、内訳であります。目 1 介護給付費繰入金で 4,963 千円の減、目 2 地域支援事業繰入金として 60 千円の減、目 4 その他一般会計繰入金として 599 千円の減となります。

款 9 諸収入でございますが、目 1 雑入におきまして、26 千円の減であります。介護予防事業の参加料として、これは実績で執行残として減額をいたします。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから議案第 18 号、平成 24 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 19 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長

議案第 19 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,453 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,274 千円とするものであります。

以下につきましては、お目通しを願うものであります。

歳出、6 ページから説明申し上げます。

款 1 水道経営費でございますが、381 千円を減額するものであります。それぞれお示しをしてございますけれども、それぞれ執行残でございますので説明を省略させていただきたいと存じます。

7 ページ、款 2 公債費、1,072 千円の減であります。内訳といたしましては、目 1 元金で、1,065 千円、目 2 利子におきまして、7 千円の減であります。それぞれ償還額の確定に伴いまして、執行残とするものであります。

次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、目 1 水道費負担金におきまして、52 千円の減であります。水道工事費負担金あるいは排水管移設工事負担金の確定に伴います減額でございます。

款 2 使用料及び手数料でございますが、75 千円の減でございます。目 1 水道使用料におきまして、100 千円の減、項 2 手数料、目 1 水道手数料におきまして、25 千円の追加でございますが、それぞれ実績等を勘案して補正するものであります。

款 3 繰入金につきましては、目 1 一般会計繰入金、1,326 千円の減でございます。これはそれぞれ基準によりましての繰出分として減ずるものであります。

なお、8 ページからの給与費明細書につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 19 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 25、議案第 20 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 20 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,340 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 154,114 千円とするものであります。 歳出、9 ページをお願い申し上げます。 款 1 総務費におきまして、2,404 千円を減額するものであります。項 1 総務管理費といたしましては、94 千円の減、それぞれお示しをしてございますけれども執行残でございます。項 2 施設管理費につきましては、2,310 千円の減額でございます。その内訳でございますけれども、目 1 下水道施設管理費におきまして、1,003 千円の減でございます。これは全て執行残でございます。次に目 2 農業集落排水施設管理費でございますが、82 千円の減でございます。これにつきましても執行残、目 3 個別排水施設管理費につきましては、1,225 千円の減でございます。これにつきましても執行残でございますが、個別排水処理施設の整備の基数が少なくなっておりまして、今般補正させていただきますけれども、それぞれ基数の減による管理費の減でございます。 款 2 事業費、15,944 千円の減であります。項 1 下水道整備費におきまして、1,674 千円の減でございます。これにつきまして、それぞれ執行残でございます。項 2 農業集落排水施設整備費につきましては、300 千円の減でございます。これにつきましても公共枴設置工事費の執行残でございます。項 3 個別排水処理施設整備費につきましては、13,970 千円の減であります。当初、整備 15 基、これは期待の基数を含めて予算計上したところでございますけれども、結果 9 基に終わりました、6 基分を減額するものであります。 款 3 公債費につきましては、2,992 千円の減であります。目 1 元金といたしましては、2,970 千円の減、目 2 利子におきましては、22 千円の減となるものであります。これにつきましては長期債の償還額の確定に伴いまして減額をするものであります。 次に歳入、7 ページをお願い申し上げます。

款 1 分担金及び負担金につきましては、263 千円の減であります。項 1 分担金におきまして 790 千円の増、これにつきましては、個別排水処理事業受益者分担金で一括納付される方が多くおられまして、これにつきましては増額をいたしてございます。項 2 負担金であります、1,053 千円の減であります。下水道施設移設工事負担金の減ということになってございます。

款 2 使用料及び手数料であります、316 千円の減でございます。内訳として、目 2 農業集落排水施設使用料で、100 千円の減、目 3 個別排水処理施設使用料におきまして、216 千円を減ずるものであります。これは確定によりまして、減額するものであります。

款 3 繰入金につきましては、目 1 一般会計繰入金で、11,261 千円の減とするものであります。これにつきましては、歳入歳出の確定見合いによりまして、繰入金を減額するものでございます。

款 6 村債でございます、9,500 千円の減であります。目 1 下水道事業債におきましては 6,100 千円の減、目 2 過疎対策事業債につきましては、3,400 千円を減額するものであります。先程申し上げました個別排水処理施設の整備数が減少したということから、減額となるものであります。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

債務負担行為の補正でございますけれども、お示しのとおり、手数料だとか損失補償に係るものを見てございましたけれども、それぞれ該当がなかったということから、落とすものでございます。

次に 4 ページをお願い申し上げます。

地方債の補正であります。

下水道事業債として、14,600 千円見てございましたが、結果として 8,500 千円となるものでありまして、6,100 千円の減、過疎対策事業債につきましては、7,900 千円見てございましたが、4,500 千円となるものでありまして、3,400 千円の減、それぞれ整備基数が減ったということが要因となっております。

なお 13 ページの給与費明細書につきましては、お目通しを願うものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正

議 長

議 長

議 長

		予算（第 3 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 26、意見書案第 1 号、平成 25 年度地方財政対策に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 6 番 堂場さん
6 番堂場議員		平成 25 年度地方財政対策に関する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 国の三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、地域の疲弊が深刻化するなど、将来の財政運営に大きな不安を抱いています。このような中、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行ってきた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置です。地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置と言わざるを得ません。国が、このような措置を繰り返さないように強く要望するため、別紙意見書を、高木議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 1 号、平成 25 年度地方財政対策に関する意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。 日程第 27、意見書案第 2 号、TPP 交渉参加断固阻止に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

7 番本多議員

7 番 本多さん

T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

T P P は関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、わが国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。また、T P P は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題であります。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきました。T P P 交渉参加断固阻止を政府に求めるため、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから意見書案第 2 号、T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書の件を採決いたします。

議 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 2 号は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。
議事の都合により 3 月 8 日から 3 月 15 日までの 8 日間休会したいと思います。

議 長

これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、3 月 8 日から 3 月 15 日までの 8 日間休会することに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって、散会いたします。

(16 時 50 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 3 月 11 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 松 橋 昌 和

同 議員 久 門 尚 二

